

◎新潟県告示第679号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、湯沢町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和元年10月1日から令和2年3月30日まで
- 3 作業地域 湯沢町